

イスラム教徒は「特殊」なのか
～テロ、民主化と中東イスラム世界～

拓殖大学政経学部教授

立花 亨

e-mail: ttachiba@ner.takushoku-u.ac.jp

はじめに～ノルウェー連続テロ事件が浮き彫りにしたもの

- I. イスラム教はテロの温床なのか
- II. イスラム教は民主主義と相容れないのか
- III. 環境適応への営為として

はじめに～ノルウェー連続テロ事件が浮き彫りにしたもの

2011 年 7 月 22 日、ノルウェー犯罪史上戦後最悪といわれる大量殺人事件が発生した。首都オスロでの政府庁舎爆破事件で 8 名、これに続くウトヤ島での銃乱射事件で 69 名の計 77 名を殺害した犯人のアンネシュ・ブレイビク (Anders Breivik) は逮捕後、今回の行動は移民の流入を阻止するために「残忍とはいえ必要¹」であったと供述した。「西欧のイスラム化」に対する彼の被害妄想は 20 代後半から膨らんでおり、これが友人から「物静かで友好的、平凡」と評される青年 (事件当時 32 歳) の転機になった可能性も指摘されている²。

2012 年 4 月 16 日に始まった公判においてブレイビクは、次のように犯行の動機を述べるとともに、自身の行動を正当化した³。

- 政府庁舎爆破事件では、(労働党が連立の中核となっている) 政府関係者全員の殺害を望んだ。
- ウトヤ島乱射事件での第一の標的は元首相 (元労働党党首) のグロ・ハーレム・ブルントラント (Gro Harlem Brundtland) で、彼女の首を刎ね

¹ "Profile: Anders Behring Breivik," *BBC NEWS EUROPE*, 12 April 2012 (seen on 29 April 2012 on <<http://www.bbc.co.uk/news/world-europe-14259989>>).

² Ibid.

³ "Anders Behring Breivik trial: Day by day," *BBC NEWS EUROPE*, 26 April 2012 (seen on 29 April 2012 on <<http://www.bbc.co.uk/news/world-europe-17770991>>).

その模様をインターネットで公開する計画だった。（以上 4 月 19 日公判）

- やったことは認めるが、刑事上の責任は受け入れない。（4 月 16 日公判）
- 自分の行動は善性に基づいており、移民（の流入）と多文化主義からノルウェーを防衛するためのもので、もう一度でもやるだろう。（4 月 17 日公判）
- 自分の裁判には二つの「公平な」結末があり、無罪か死刑だ。（4 月 18 日公判）

他方でブレイビクは犯行 5 日前の 2011 年 7 月 17 日、開設したフェイスブックとツイッターのページに、自身の内面を示唆する書き込みを行っていた⁴。

- 自分はキリスト教徒であり保守主義者である。
- ボディービルとフリーメーソン（主義）に興味がある。（以上フェイスブック）
- 信念を持った一人は、利益を持つにすぎない 10 万の兵に匹敵する（ジョン・スチュアート・ミルの引用）。（ツイッター）

公判での発言と合わせて考えたとき、ブレイビクが自らの行動をキリスト教保守主義者の一方的な正義に仮託していることは明らかであり、だからこそ同胞でありながらそうした正義に反する行動をとる労働党やその元党首でノルウェー首相退任後は第五代世界保健機関（WHO）事務局長も務めた（1998-2003 年）高名な政治家ブルントラントは、一層強い憎悪の対象とならざるをえなかった。

とはいえここでの問題は、ブレイビクの偏った思想やその非妥協性ではなく、彼の行動が引き起こした反応の方である。実際、一定の規模を前提とした場合、そうした人物と無縁な集団や文化はないとさえいえよう。

例えば「ノルウェー連続テロ事件」という項目の中で日本語版ウィキペディアは次のように「事件直後の憶測」をまとめている⁵。引用されているのは 2012 年 7 月 23 日付の毎日、産経、朝日の各紙である。

⁴ " Profile: Anders Behring Breivik, " *BBC NEWS EUROPE*, 12 April 2012 (seen on 29 April 2012 on <<http://www.bbc.co.uk/news/world-europe-14259989>>).

⁵ 「ノルウェー連続テロ事件」『ウィキペディア』（<<http://ja.wikipedia.org/wiki/>>）。(2012 年 4 月 30 日閲覧。)

- アフガニスタンにおける北大西洋条約機構の軍事行動参加に対するアル・カーイダ側報復
- リビア内戦への軍事介入に対する報復
- ノルウェー検察当局によるクルド系イスラム組織創設者在宅起訴（2011 年 7 月 19 日）に対する報復

要するに、犯行の背後には一様にイスラム教やイスラム教徒が存在する可能性が報道されていた。それは 9/11 同時テロ後の集団ヒステリーの反イスラム感情と同様の枠組みで理解すべきもので、事実ブレイビクが犯人として特定された後も、逆にキリスト教やキリスト教徒への反感や警戒が強まることはなかった。

海外渡航者や海外滞在者が国別の安全情報を引き出すことのできる『外務省海外安全ホームページ』も、イスラム（教・教徒）脅威論の枠内にノルウェーのテロを位置づけている。例えば同国の「テロ概要」頁中の「1. 概況」では、(1) 欧州へのテロの脅威、(2) ブレイビク事件、(3) イスラム過激派への警戒態勢、が取り上げられているが⁶、その内容を要約すれば、「ノルウェーを含む欧州は、引き続き国際的なイスラム過激派組織によるテロの脅威にさらされており (1)、イスラム過激派を支援する人物がノルウェー国内にも存在」するだけでなく、「ノルウェーは、国際テロ組織アル・カーイダ幹部から、日本等とともにテロのターゲットとして名指しされている国の一つ」であるものの、「未だイスラム過激派によるテロは敢行されておらず、治安当局は警戒体制を維持」している (3) となる (下線による強調は立花)。

他方ブレイビク事件については、「この事件によって、ノルウェーのみならず欧州諸国において、反多文化主義や反イスラム化を主張する過激な団体、個人によるテロへの警戒が強まって」おり、「(ブレイビク事件に) 触発された模倣犯による単独テロが懸念」されるため、「治安当局は一層警戒を強め」と記されている (2)。

こうした記述には、「社団法人海外邦人安全協会が、外務省から提供された 2011 年 12 月末現在の情報等に基づき、海外に渡航・滞在される邦人の方々の安全確保のための参考資料として編集したものであり、外務省の政策的な立場や

⁶ 「ノルウェー【テロ概要】」『外務省海外安全ホームページ』
(<http://www2.anzen.mofa.go.jp/info/pcterror.asp?id=166>)。 (2012 年 4 月 30 日閲覧。)

認識を反映するものではありません⁷」との注釈は付されている。だがテロを行う中東・イスラム系の組織を「イスラム過激派」という十把一絡げの枠組みで捉える一方、ブレイビク事件には「キリスト教過激派」による犯行という枠組みを設定することは避け、キリスト教徒一般と過激派を結びつける可能性には敏感である。あえて「模倣犯による単独テロ」への懸念を表明することで、そうした姿勢は一層際立っていよう（下線による強調は立花）。なぜこうした違いは出てくるのであろうか。それは、「外務省の政策的立場や認識を反映するものではありません」という責任回避姿勢以上に、重大な問題を浮き彫りにしている。

本稿ではまず、テロや民主主義との親和性を手がかりにイスラム教やイスラム教徒がそれほど「特殊」といえるのかを分析した上（Ⅱ及びⅢ）、次に人間行動としての宗教一般の枠組みにイスラム教を位置づけてみたい（Ⅳ）。

I. イスラム教はテロの温床なのか

表 1 は 1970 年以降に発生したテロに関する最も包括的なデータとっていい『グローバル・テロリズム・データベース⁸』（*GTD: Global Terrorism Database*）を基に、1970～2010 年における「地域別のテロ発生件数」・「テロによる死者数」・「テロ 1 件当たりの死者数」を集計したものである。集計に当たっては元々のデータから「純粋な犯罪」を除外したほか、アフガニスタンを「南アジア」から「中東・北アフリカ」に、スダンを「サハラ以南アフリカ」から「中東・北アフリカ」に分類替えし、合わせて「中東・北アフリカ」を「中東」と言い換えた。なお元々のデータベース作成の過程で 1993 年のデータは失われてしまっており、その年のデータ欠落を他の方法で埋めることはしていない。

⁷ Ibid.

⁸ このデータベースについての説明は、<<http://www.start.umd.edu/gtd/about/>>に詳しい。なお本稿で使用したテロ関係のデータは特別に断らない限り、すべてこれによった。

表 1 地域別のテロ発生件数・テロによる死者数・テロ 1 件当たり死者数（1970-2010 年）

（単位：件、人、人/件）

	件数	件数構成比	死者数	死者数構成比	死者数/件
東アジア	656	0.7	523	0.2	0.80
東南アジア	5,722	6.0	10,905	5.1	1.91
南アジア	14,374	15.0	43,752	20.4	3.04
大洋州	219	0.2	148	0.1	0.68
北米	2,579	2.7	4,406	2.1	1.71
中米	10,528	11.0	29,814	13.9	2.83
南米	17,464	18.2	27,373	12.8	1.57
西欧	14,521	15.2	6,163	2.9	0.42
東欧	826	0.9	635	0.3	0.77
ロシア・CIS	1,810	1.9	4,048	1.9	2.24
中央アジア	207	0.2	354	0.2	1.71
中東	20,916	21.8	57,591	26.8	2.75
サハラ以南アフリカ	5,982	6.2	28,789	13.4	4.81
世界	95,804	100.0	214,500	100.0	2.24

出所：National Consortium for the Study of Terrorism and Responses to Terrorism (START), *Global Terrorism Database* (1970-2010). (downloaded on 28 February 2012 from <<http://www.start.umd.edu/gtd>>.)

注：四捨五入のため死者数構成比の場合、各地域の総和は 100.0 とならない。

この表からいえることは次の通りである。第一に、1970～2010 年の 40 年間に世界では 9 万 5,804 件のテロが発生し 21 万 4,500 人が犠牲となったが、地域別に発生数と死者数を比較したとき、いずれにおいても首位の座を獲得したのは中東であった。いうまでもなくこの地域は、人口の圧倒的多数がイスラム教徒で占められるだけでなく、聖地メッカを域内に抱えるイスラム世界の中心である。

第二に、そうした中東では 2 万 916 件のテロが発生し（構成比 21.8%）、5 万 7,591 人が死亡しているが（同 26.8%）、発生数で中東に次ぐ南米の構成比は 18.2%と [中東 -3.6%幅] であるのに対し（件数 1 万 7,464）、死者数で中東に次ぐ南アジアの構成比は 20.4%で [中東 -6.5%幅] となっており（死者数 4 万 3,752）、

中東におけるテロの特徴の一つとして相対的な犠牲の大きさを指摘することができる。

しかし第三に、より直接的に個々のテロ行為の深刻度を比較するため、テロ 1 件当たりの死者数に注目すると、中東（2.75）はサハラ以南アフリカ（4.81）、南アジア（3.04）、中米（2.83）に続く 4 位であり、世界的に見れば取り立ててテロの残虐性が際だっている地域というわけではない。サハラ以南アフリカや南アジアは部族や宗派間の対立に起因するテロが犠牲者数を大きなものとしているが、中米の場合、内戦を経ての和平・民主化といった過程がその背景には存在していた。

第四に、テロ 1 件当たりの死者数は地域によって多少があるものの、発生件数の多い地域は基本的に死者数も多いという状態となっており、これは以下のように件数と死者数の上位 5 地域を順に並べてみれば明らかである（図 1）。テロとの結びつきを考える場合、例外的な地域を除けば発生数と死者数の双方から検証を行う必要はないといえよう。なかんずく発生数、死者数ともに最上段に位置する中東に関してはそうした点が妥当する。

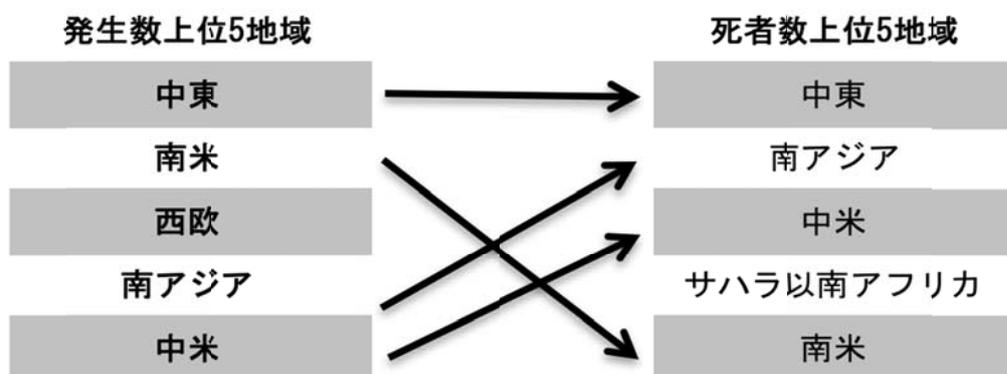


図 1：テロの発生数・死者数でみた上位 5 地域
出所：表 1 に同じ。

発生数と死者数の系列ごとに降順に並んだ上位 5 地域のうち、双方に入っているのは中東、南米、南アジア、中米の四つであり、その中では南アジアと中米が相対的にテロに伴う犠牲者が多く、南米は逆の状態にある。そうした中、発生数上位 5 地域のみに入っている西欧はテロ 1 件当たりの死者数が世界最低

(0.42) となる一方、死者数上位 5 地域にのみに名を連ねるサハラ以南アフリカは全く逆で、その数値が世界最高 (4.81) を示した。

以上から他の地域との相対的な関係において中東の位相を探った場合、個々のテロの深刻度ではサハラ以南アフリカや南アジアほどではないとしても、地域としてテロとの結びつきが想起される点はひとまず否定できない。とはいえ、①1970-79 年、②1980-89 年、③1990-99 年、④2000-2010 年、という四つの期間に分けてテロ発生件数の推移を追ったとき、必ずしも中東は全期間を通じてテロの発生数が多いわけではなかった。仮にイスラム教やそれを基にした文化にテロの第一の要因を求めるのであれば、かかる状況は説明に窮するものといわねばならない。

図 2 によれば、1970 年代において第一のテロ発生地となっていたのは西欧であり、そこで発生したテロは 4,677 件と、1,090 件でこれに続いた中東の 4.3 倍に達していた。1980 年代にも 4,763 件のテロが発生した西欧では、1990 年代に入って事態に沈静化の兆しが見え始め、テロは 1980 年代比△19.4%の 3,837 件へと減少した。その後 2000 年以降に同地域で発生したテロは 1,244 件となっており、近年西欧はテロ多発地域というかつての印象を払拭しつつある。西欧のテロでは分離独立や自治を求める勢力が主体となったものや左翼系過激組織によるものが多い。

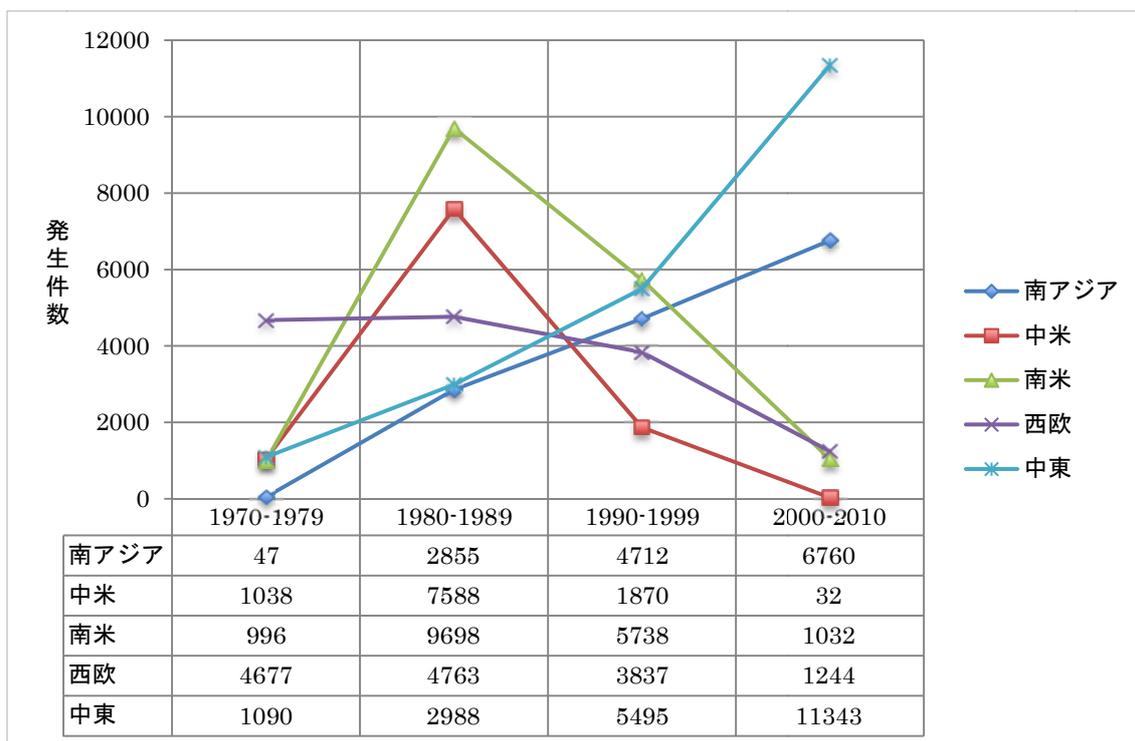


図 2 上位 5 地域におけるテロ発生数の推移
出所：表 1 に同じ。

そうした西欧のテロ件数が 1970 年代から 1.8%の微増にとどまる中（4,677 件→4,763 件）、1980 年代に急速なテロの増加に見舞われたのが南米（1970 年比 9.7 倍：996 件→9,698 件）と中米（同 7.3 倍：1,038 件→7,588 件）であった。行き詰まった開発権威主義体制の否定が民主化運動の中核となった南米や内戦とその終結の過程が民主化へと繋がった中米では、1980 年代に一気に国内情勢が不安定化した。しかしながらその後 1990 年代に入って民主化にひとまずの区切りがつくと、テロの発生数は 1970 年代並みか（南米：1970 年代 996 件→2000 年以降 1,032 件）、これを大きく下回る状況（中米：同 1,038 件→32 件）となって現在に至っている。

1970 年代～1980 年代にはさほど目立つことのなかった中東と南アジアは、そうした状況にあって、いずれも一貫してテロの発生数を増加させていた。そして他の 3 地域が 1990 年代以降におしなべてテロの減少で特徴づけられる中、2000 年以降になると突出したテロ多発地帯としての相貌を明らかにする。とりわけ中東が 2000-2010 年に記録した 1 万 1,343 件というテロ発生数は、全期間を通じて最大のものであった。その意味で他の地域との比較において中東とテ

ロの結びつきに注目するのであれば、これは優れて近年に限定された現象といわねばなるまい。それは、一貫して中東の社会的な枠組みとなってきたイスラム教とは別の要因に基づく現象であった。では、その要因とは何か。

表 2 は増加の一途をたどった中東のテロが、いかなる要因に基づくものなのかを探るために作成したものである。これからまず中東のテロは、①1970 年代～1980 年代、②1980 年代～1990 年代、③1990 年代～2000 年以降、の三つの期間にそれぞれ 174.1%、83.7%、106.4%という増加ぶりを示していたことが分かる。

表 2 中東における国別テロ発生数の推移とその要因

(単位:件、%)

	1970-	1980-	1990-	2000-	1970-	70 年代	80 年代	90 年代
	1979	1989	1999	2010	2010	→80 年代	→90 年代	→2000 年以降
	←	<	件 数	>	→	←	< 寄 与 度 >	→
アフガン	4	22	99	2,400	2,525	1.7	2.6	<u>41.9</u>
イラン	177	250	101	84	612	6.7	-5.0	-0.3
イラク	6	30	119	6,164	6,319	2.2	3.0	<u>110.0</u>
クウェート	5	35	24	5	69	2.8	-0.4	-0.3
バハレーン	1	1	37	4	43	0.0	1.2	-0.6
カタール	0	2	1	1	4	0.2	0.0	0.0
サウジ	2	9	8	36	55	0.6	0.0	0.5
UAE	5	9	3	1	18	0.4	-0.2	0.0
北イエメン	4	2	0	0	6	-0.2	-0.1	0.0
南イエメン	1	1	0	0	2	0.0	0.0	0.0
イエメン	0	0	96	191	287	0.0	3.2	1.7
トルコ	484	341	1,612	237	2,674	-13.1	<u>42.5</u>	-25.0
シリア	40	104	5	4	153	5.9	-3.3	0.0
ヨルダン	19	17	33	9	78	-0.2	0.5	-0.4
レバノン	99	1,246	522	140	2,007	<u>105.2</u>	-24.2	-7.0
イスラエル	179	453	355	539	1,526	<u>25.1</u>	-3.3	3.3
西岸・ガザ	28	315	597	492	1,432	<u>26.3</u>	9.4	-1.9

平成 24 年度拓殖大学政治経済研究所公開講座（2012 年 7 月 21 日）

キプロス	13	45	50	3	111	2.9	0.2	-0.9
エジプト	7	45	423	14	489	3.5	12.7	-7.4
チュニジア	1	8	8	4	21	0.6	0.0	-0.1
リビア	3	6	6	2	17	0.3	0.0	-0.1
アルジェリア	4	0	1,350	859	2,213	-0.4	<u>45.2</u>	-8.9
モロッコ	6	8	9	11	34	0.2	0.0	0.0
西サハラ	1	2	1	1	5	0.1	0.0	0.0
スダン	1	37	36	141	215	3.3	0.0	1.9
域内	0	0	0	1	1	0.0	0.0	0.0
中東計	1,090	2,988	5,495	11,343	20,916	174.1	83.9	106.4

出所：表 1 に同じ。

次にその結果として、テロの発生件数は 1970～2010 年の累計で 2 万 916 件に達することにはなったものの、これは中東各国でおしなべてテロが増加したためではなく、時期により異なる特定の国でテロが増加した事態を受けてのものであった。この点は、各期間のテロ件数増減率と国別寄与度（増減率の国別内訳）の関係に明らかであろう。

①、②、③各期間における全体の増減率とそれぞれの期間で寄与度が大きい国（表 2 中では寄与度が下線を施したイタリック体で表記されている）を並べると、表 3 のようになる。

表 3 テロ件数の増加とその要因

（単位：％）

	①70 年代～ 80 年代	②80 年代～ 90 年代	③90 年代～ 2000 年以降
全体増減率	174.1	83.9	106.4
寄与度第 1 位	レバノン：105.2	アルジェリア：45.2	イラク：110.0
寄与度第 2 位	西岸・ガザ：26.3	トルコ：42.5	アフガン：41.9
寄与度第 3 位	イスラエル：25.1		
上記寄与度計	156.7	87.7	151.9
全体増減率-寄与度計	17.4	-3.8	-45.5

出所：表 2。

これに明らかによように、①の期間の増加はほぼレバノン、西岸・ガザ、イスラエルによるものであり、同様に②の期間の増加はアルジェリアとトルコ、③の期間増加はイラクとアフガニスタンによるものとなっている。①の期間にレバノンと西岸・ガザ、イスラエルでテロが増加したのは、1977 年にイスラエルで民族主義的なリクード政権が誕生し、その対パレスチナ強硬姿勢がレバノン侵攻（1982 年）とその後の泥沼という周辺域を含めた混乱に繋がった点が多い⁹。一方②の期間では、1992 年選挙におけるイスラム政党（イスラム救国戦線）の勝利がクーデタで否定されたことを契機にアルジェリアが内戦へと突入したり、トルコが 1990 年代初頭からクルド系住民の分離独立運動の標的となったことが、テロの増加を惹起した¹⁰。これに対し③の期間は、米国が中東民主化の一環として主導した二つの戦争（2001 年アフガン戦争、2003 年イラク戦争）とその後の混乱が、反米テロ頻発の一大誘因となっている¹¹。

このようにみえてくると、中東におけるテロ増加の要因は一様ではなく、また、それがイスラム教との強い関係の中で発生してきているという事実を指摘することもできない。むしろ中東では、人々をしてテロへと向かわしめる状況が、とりわけ 2000 年以降に相次いで出来たにすぎないというのが現実であった。

II. イスラム教は民主主義と相容れないのか

2010 年 12 月のチュニジア暴動に始まる反政府・民主化要求運動は、時を経ずしてアラブ世界へと拡大した（アラブの春）。これまでにチュニジア（2011 年 1 月）、エジプト（同年 2 月）、リビア（同年 8 月）、イエメン（同年 11 月）で強権体制を崩壊させた大衆的民主化運動は、サウジアラビアやクウェート、バハレーン、オマーン等の湾岸諸国やヨルダン、レバノン、シリアの東アラブ諸国、アルジェリア、モロッコといった北アフリカ諸国へも飛び火しており、現在はとりわけシリア情勢に緊迫をもたらしている。

⁹ レバノン、西岸・ガザ、イスラエルについて、①1976 年までと②1977 年以降に分けてテロの件数（年平均件数）を比較してみると次の通りである。①67 件（9.6 件）、②4,898 件（148.4 件）。

¹⁰ アルジェリアとトルコについて、①1989 年までと②1990 年以降に分けてテロの件数（年平均件数）を比較してみると次の通りである。①829 件（41.5 件）、②4,058 件（202.9 件）。

¹¹ イラクとアフガニスタンについて、①2000 年までと②2001 年以降に分けてテロの件数（年平均件数）を比較してみると次の通りである。①299 件（10.0 件）、②8,545 件（854.5 件）。

これらの国においてはイスラム教徒が圧倒的多数を占めていることから、アラブの春といわれる現在の動きは、イスラム教が民主主義とは相容れないとの一義的な主張に対し、事実をもってする強い反駁ともなっていよう。もともとムハンマド死後の 7 世紀に現出したいわゆる正統カリフ時代（632-661 年）にあつては、ムハンマドの後継者たる 4 人のカリフはいずれも合議によって選ばれており、イスラム世界が指導者の選出に民主的な手続きを採用していた事実が存在していた¹²。けれどもイスラム教と民主主義の関係を考える際にそうした事実が顧みられることは少なく、近代アラブ強権体制下の非民主性はこの点に関して永らく第一の参照先であり続けてきた。強権体制とその非民主的性格が同時代性をもって結びつき、印象形成の枠組みとして一旦確立してしまうと、それを突き抜ける実証的姿勢は困難になってしまうのであろう。事実、他の地域でイスラム教徒が民主主義と親和的な姿勢を見せるに至っていたとしても、それが新たな参照先となることはなかった。

英エコノミスト社の調査部門エコノミスト・インテリジェンス・ユニット（*EIU: Economist Intelligence Unit*）は 2006 年 9 月以降 2 年に一度、世界 165 カ国・2 地域を対象に、民主主義指数（*Democracy Index*）を発表してきた¹³。この指数は、①選挙過程・多元主義、②市民的自由、③政府機能、④政治参加、⑤政治文化という五つの範疇に分かれた計 60 の評価項目において、各国の状況を 0（民主化度最低）～10（同最高）の 11 段階に振り分け、基本的にはそれらを単純平均して算出している¹⁴。ただ、「選挙が自由で公正か」や「投票者の安全」、「自国政府に対する外国政府の影響」、「政策遂行上の行政能力」という 4 項目で評価が 1 に満たない場合、内容に応じて上記①か③の点数に最大 1 の減点調整が施されている。指数と民主化度の関係は以下の通りである。

¹² 正統カリフ時代は反面、安定とはほど遠い時代でもあった。アブー・バクル（632-634 年）、ウマル（634-644 年）、ウスマーン（644-656 年）、アリー（656-661 年）の 4 人のカリフのうち、暗殺を免れたのはアブー・バクルのみであった。強権で押さえつけられていた人々の欲望や感情が急速に発散の過程をたどることから、民主化の初期段階が政治的不安定に見舞われるのは珍しいことではなく、例えば中南米や韓国について民主化の前後でテロの発生件数を比較してみると次のようになる。[中南米] 1970-78（民主化前）1,170 件（年平均 130 件）、1979-2010（民主化後）26,822 件（年平均 865 件）、[韓国] 1970-1986（民主化前）5 件（年平均 0.29 件）、1987-2010（民主化後）29 件（年平均 1.26 件）。

¹³ Economist Intelligence Unit, *Democracy Index 2010*. (downloaded on 7 May 2012 from <http://graphics.eiu.com/PDF/Democracy_Index_2010_web.pdf>.)

¹⁴ こうした点については「Methodology」（31-32）に詳しい説明がある。

完全なる民主主義	得点 8.0-10.0
欠陥ある民主主義	得点 6.0- 7.9
混合体制	得点 4.0- 5.9
権威主義体制	得点 0.0- 3.9

「完全なる民主主義」(full democracies) の場合、政治的自由が確保されていると同時に個々の国民も束縛から解放されており、そうした状態が民主的な政治文化によって下支えされている。そこには多様で独立したマスメディアと判断が尊重される独立した司法、機能的な行政が存在し、民主主義としての問題はあったとしても限定的である。けれどもなお政府機能に問題があり、民主的な政治文化や国民の政治参加に不十分さがみられる場合、「欠陥ある民主主義」(flawed democracies) に分類される。これらに対し「混合体制」(hybrid regimes) の場合、選挙での自由や公平さに問題があり、野党勢力への締め付けが常態化している。当然のことながら民主的な政治文化や政府の機能、国民の政治参加といった面に弱点を抱えており、腐敗の蔓延や法の支配の未確立、記者への圧力といった問題も存在している。さらに状況が悪いのが「権威主義体制」(authoritarian regimes) であり、そこでは政治的多元性は存在しないか、あったとしても極めて限定的である。多くの場合、議論の余地のない独裁体制であり、民主主義は実質に乏しい段階にとどまる。

これに従えば 2010 年 11 月時点の調査対象 165 カ国・2 地域は、表 4 のように分類される。国・地域を基準にした場合 (15.6+31.7=47.3%) も人口を基準にした場合 (12.3+37.2=49.5%) も世界の 50% 近くは民主主義の恩恵に浴しているものの、なお権威主義体制に呻吟する人々は少なくない (国・地域構成比 32.9%、人口構成比 36.5%)。そしてそうした権威主義体制が集中するのが中東地域にほかならない。

表 4 民主主義指数による世界 165 カ国・2 地域の分類

	国・地域の数	構成比%	人口構成比%
完全なる民主主義	26	15.6	12.3
欠陥ある民主主義	53	31.7	37.2
混合体制	33	19.8	14.0
権威主義体制	55	32.9	36.5
合計	167	100.0	100.0

出所：Economist Intelligence Unit, Democracy Index 2010. (downloaded on 7 May 2012 from <http://graphics.eiu.com/PDF/Democracy_Index_2010_web.pdf>.)

注：人口構成比の算出に使用した世界人口は 165 カ国・2 地域の合計。

図 3 は EIU の 2010 年版民主主義指数を基に、中東諸国とイスラム教徒の多いアジアの国に加え、参考のために日本と世界（平均）、中東（平均）を民主主義度の高い（指数の大きい）順から並べたものである。図中の矢印は 2008 年から 2010 年の順位が変化している場合、それが中東諸国を中心とした序列にあって相対的に上へのものであったか下へのものであったかを示している。これに明らかなように、中東にあっては「完全なる民主主義」は存在せず、「欠陥ある民主主義」にイスラエル一国が入っているのみである。しかもイスラエルは欧州から移り住んだユダヤ人を中心に国家の形成が進んだ歴史を有しており、とどのつまりイスラム教徒が多数を占める中東の国には民主主義の範疇に分類されるところは皆無となっている。この点のみに基づいても、イスラム教と民主主義の両立に関してはひとまずは否定的にならざるをえまい。さらにはすでに述べたように、中東には「権威主義体制」が集中し、その数は全 22 カ国・地域中 17（構成比 77.3%）に達しているが、そうしたところでは例外なくイスラム教徒が多数派となっている。

民主主義度	2010			2008		2010-2008
完全なる民主主義	日本	8.08		8.25	日本	-0.17
欠陥ある民主主義	イスラエル	7.48	←	7.80	インド	-0.52
	インド	7.28	←	7.48	イスラエル	0.00
混合体制	インドネシア	6.53		6.34	インドネシア	0.19
	レバノン	5.32	←	5.83	パレスチナ	-0.39
	トルコ	5.73		5.69	トルコ	0.04
	世界	5.46	←	5.62	レバノン	0.20
	パレスチナ	5.44	←	5.55	世界	-0.09
	パキスタン	4.55		4.46	パキスタン	0.09
	イラク	4.00		4.00	イラク	0.00
権威主義体制	クウェート	3.38	←	3.93	ヨルダン	-0.19
	モロッコ	3.79	←	3.89	エジプト	-0.82
	ヨルダン	3.74	←	3.88	モロッコ	-0.09
	バハレーン	3.49	←	3.62	中東	-0.13
	中東	3.49	←	3.39	クウェート	0.49
	アルジェリア	3.44	←	3.38	バハレーン	0.11
	カタール	3.09	←	3.32	アルジェリア	0.12
	エジプト	3.07	←	3.02	アフガニスタン	-0.54
	オマーン	2.36		2.98	オマーン	-0.12
	チュニジア	2.79		2.96	チュニジア	-0.17
	イエメン	2.54		2.95	イエメン	-0.31
	アラブ首長国連邦	2.52	←	2.92	カタール	0.17
	アフガニスタン	2.48	←	2.83	イラン	-0.89
	スダン	2.42		2.81	スダン	-0.39
	シリア	2.31	←	2.60	アラブ首長国連邦	-0.08
	イラン	1.94	←	2.18	シリア	0.13
	リビア	1.94		2.00	リビア	-0.06
サウジアラビア	1.34		1.90	サウジアラビア	-0.06	

図 3 中東諸国の民主主義指数 (2008 年及び 2010 年)
出所：表 4 に同じ。

とはいえ国民の 76.5%がイスラム教徒であり、1 億 7,592 万人という世界最大のイスラム教徒人口を抱えるインドネシア¹⁵は 2010 年の民主主義指数が 6.53 で「混合体制」に分類されており、1 億 7,538 万人という世界第二のイスラム教徒人口を抱えるパキスタン¹⁶も 4.55 でやはり「混合体制」に入っている。またイスラム教徒が多数を占める国ではないものの、人口の 13.4%、1 億 6,053 万

¹⁵ 「インドネシア」『ウィキペディア』(<<http://ja.wikipedia.org/wiki/>>)。(2012 年 5 月 14 日閲覧。)

¹⁶ 「パキスタン」同上 (2012 年 5 月 14 日閲覧)。

のイスラム教徒を抱えるインド¹⁷の民主主義指数は 7.28 に達しており、同国は「欠陥ある民主主義」に名を連ねている。もしイスラム教自体に民主主義と両立しない性格があるのであれば、かかる状況は全て例外として処理されねばならないが、果たしてそうであろうか。

中東において「アラブの春」と称されるような状況が出来している現状と合わせて考えたとき、むしろ中東イスラム諸国の民主主義指数の低さは地域固有の状況に適応した結果にすぎないというべきではあるまいか。まして宗教が人間を作るのではなく、人間こそが様々な宗教を生み出してきたという現実にあつて¹⁸、イスラム教のみが例外とはいえない。まただからこそ、同じイスラム教徒であっても、適応すべき環境が異なれば民主化の度合いも違ってくるのであろう。それはちょうど民主主義自体も一様ではなく、その国が置かれた状況に対応した独自性を抱えていることと同様であろう。例えばイギリスとフランスの民主主義を比較してみれば、この点は明らかである。

イギリスとフランスが現代に連なる民主主義に移行する直接的な契機となったのは、それぞれ名誉革命（1688 年）とフランス革命（1789 年）であった。前者は法の支配の確立をもたらし、後者は自由・平等・友愛という近代市民主義を通じて民主主義を前進させる役割を果たした。ただこの二つの革命には、その結果として権力や議会がいかなる形態をとるに至ったのかという点で、大きな違いがあった。

スコットランドとアイルランドを除けばほぼ無血の革命であったがゆえに、革命を経たにもかかわらずイギリスでは王制が打倒されることはなく、また身分と連なる議会の各勢力は維持された。イギリスが議会主権¹⁹を認めつつ、その民主的決定であったとしても法の支配に服さねばならないとの原則を採用して現在に至っているのは、かかる歴史を背景としている。他方、理想の実現に向けた革命が社会の下層を母体とするジャコバン派の独裁・恐怖政治とその失敗へと繋がったフランス²⁰では、王の処刑と第一身分（聖職者）、第二身分（貴族）

¹⁷ 「インド」及び「インドの宗教」同上（2012 年 5 月 14 日閲覧）。

¹⁸ こうした点を多少過激に主張しているものとして、リチャード・ドーキンス（垂水雄二訳）『神は妄想である』（早川書房、2007 年）がある。他方そうした中であつてなお宗教の可能性を指摘するものとして、テリー・イーグルトン（大橋洋一・小林久美子訳）『宗教とは何か』（青土社、2010 年）がある。

¹⁹ 形式上イギリスは国民にはなく、その代表による議会に主権を認める（議会主権）。かつてこの点は「男を女にし、女を男にすること以外すべてをすることができる」とも評された。（樋口陽一『個人と国家』（集英社新書、2000 年）94-95）。

²⁰ こうした点を批判的に考察した古典として、エドモンド・バーク（半沢孝麿訳）『フランス革

の排除が進み、権力が第三身分（平民）に掌握される時期を経験した。そこでは、一旦国民が全ての権利を社会に預け、社会全体の意思（一般意志）で国民の持つべき権利を定めた暁には、そうした決定に従って国民が平等に権利を享受するというルソー的な社会契約論²¹を受け入れやすい状況が存在した。ルソーは個々の国民の利益の集積にすぎない全体意思とは区別し、より公共性を有するものとして一般意志を規定してはいるものの、多数派が自身の意思を全体意思とはいわず一般意志というのは自明であろう。

こうしたフランスの姿勢は、2011 年 4 月 11 日に施行された「公的な場において顔を隠すことを禁止する法律」（loi interdisant la dissimulation du visage dans l'espace public）の成立でも明らかとなった。この法律により公的な場でイスラム教徒の女性がヒジャーブ（スカーフ）等で顔を隠す行為は、罰金刑の対象と化して現在に至っている。しかしながら宗教的自由の観点からはかかる法的措置に対して批判も出ている²²ものの、フランスの国民議会（下院）や元老院（上院）が法の支配的な観点から、この法に疑義を呈する姿勢は窺えない。国民議会は 2010 年 7 月 13 日に賛成 335、反対 1、元老院は同年 9 月 14 日に賛成 246、反対 1 のいずれも圧倒的多数で、この法案を可決している。歴史的経緯からそこでは、そもそも宗教的な自由と社会全体の意思を天秤にかけるといふ視点が欠けているのではないか。おそらくフランス的民主主義にあつては、宗教的自由は社会全体の意思の枠組みにおいて初めて具体化が許容されるものなのであろう。

Ⅲ. 環境適応への営為として

以上では、①イスラム教自体がテロ行為と結びついているのか、②イスラム教と民主主義は両立しないのか、という二つの視点から、イスラム教に特殊性を認めるべきか否かを検証してきた。しかしその結果はいずれも否定的なものであり、むしろイスラム教は他の我々の行為と同様、環境との不断の相互作用の産物という点をあえて否定しうる根拠はない。そしてそれが現在においてもなお人々の行動規範として機能しているということは、環境への適応において

命の省察』（みすず書房、1997 年）がある。

²¹ ルソー（中山元訳）『社会契約論/ジュネーブ草稿』（光文社古典新訳文庫、2008 年）。

²² 中島宏 『『共和国の拒否』—フランスにおけるブルカ着用拒否の試み—』『一橋法学』第 9 卷 3 号（2010 年 11 月）。

それだけイスラム教には優れた点があったということであろう。この点は、宗教一般の社会的機能という枠組みで理解される必要がある。

ユダヤ教からキリスト教を経てイスラム教へと至った中東発祥の一神教は、宗教施設（神殿や教会、マスジド [モスク] 等）の建設・維持にかかる金銭的・肉体的費用に信者の負担を要求するだけでなく、日々の行為や食餌等の面においても様々な規則・規制を設けてきた。直接費用のみならず、その機会費用は決して小さいものではない。多かれ少なかれおよそ宗教というものに共通するかかる煩雑さにもかかわらず、人々がそれを受け入れて現在に至っている背景には、そうした不利益を上回る利益が見込まれねばなるまい。そして世界の至る所で、また歴史時代を通じて宗教の痕跡が認められることから、そうした利益は社会的、文化的なものというより、一層根源的な次元で人間と結びつくものと考えざるをえないであろう。

道具を使い二足歩行を行う猿人が誕生した 500 万年前から、我々は遊動的な狩猟採集民として生きてきた。20 万年前に現生人類と直接的な繋がりをもつ新人（ホモ・サピエンス）が登場してもそうした状況に変化はなく、定住から農耕の開始といった人類史上の革命が起こったのは 1 万年前にすぎない。狩猟民族と農耕民族という通俗的な二分法の存在²³にもかかわらず、我々の基本的な性格は遊動的狩猟採集民としてのそれである²⁴。

遊動的狩猟採集民の社会は、階層分化へと向かう定住社会とは異なり、平等主義的な社会原理に支配されていた。それは、「持てる者は食料を分配し、道具を頻繁に貸し借りし、そして人への過度の賞賛さえも控えて維持される²⁵」ものであった。平等性を基盤とした互酬性が秩序維持と摩擦の回避には重要であり、実際、「法体系や司法組織を持たない素朴な社会にあつてこそ、分配することが、集団の成員であることを許されるために欠かせない行動²⁶」となっていた。脳が劇的に拡大した人類は一方的に命令を下そうとする指導者を拒む知力と、そうした拒否の実効性を担保する道具や武器を発明し、チンパンジー的階層社会から脱する道を発見したのであろう。そこでは支配を指向する強者に対しては、

²³ 例えば我々の思考方向の違いを西欧と東洋という枠組みで分析し、示唆に富むものとして以下がある。リチャード・ニスベット（村本由紀子訳）『木を見る西洋人 森を見る東洋人』（ダイヤモンド社、2004 年）。

²⁴ 西田正規『人類史のなかの定住革命』（講談社学術文庫、2007 年）14。

²⁵ 西田 前掲書 14。

²⁶ 西田 前掲書 244。

敬遠、集団からの追放、殺害といった選択肢が用意されていた²⁷。

他方で平等主義的な狩猟採集社会は、集団間の激しい闘争でも特徴づけられ、戦闘は自然な状態であった²⁸。そうした社会の戦闘性は、男子死亡原因の 30%が戦闘に起因する部族の存在によっても裏づけられるという²⁹。戦争が国家という高度な人為的組織体系の出現を促した³⁰ように、他の集団との闘争に勝ち抜き現在に生を伝えるためには、平等主義的個人を統合して結束させ、場合によっては集団のためには自らの犠牲を顧みない姿勢を受け入れさせることが必要であろう。その役割が担ったのが、宗教ではなかったか。

事実、生物学においては血縁者同士以外の協力関係は十分に説明できず³¹、「複数の分野の研究者たちによれば、協力しないものは厳しく罰されるという想定がなければ」、ある集団の内部に、「これほどレベルの高い自然な協力関係は生まれなかった³²」。しかしながら懲罰は常に、その対象となった側からの復讐の可能性を孕んでいる。それゆえ「狩猟採集社会は逸脱者の懲罰に慎重」でもあり、「たいてい事前に全員の同意を得、復讐を避けるためになるべく血縁者に殺させる³³」というような方法を取り入れていた。かかる社会において全知全能の超自然的な人格神は、復讐の連鎖を回避し懲罰を正当化するために効果的な存在であったといえよう。その点でイスラム教が他の一神教と大きく異なっているとは思えない。

テロや民主主義との親和性を手がかりに、果たしてイスラム教やイスラム教徒は特殊なのかといった問題意識で出発した本稿は、むしろ、環境との不断の相互作用の中で生き残りをかける適応行為という観点に立てば、イスラム教は宗教一般の枠内に収まるという結論へと達した。イスラム教の内部から、とりわけその聖典クルアーンの内部から、環境適応行為としての事実を浮き彫りにすることが次なる課題となるであろう。（了）

²⁷ ニコラス・ウェイド（依田卓巳訳）『宗教を生み出す本能』（NTT 出版、2011 年）54。

²⁸ 同上 57。

²⁹ 同上 57。

³⁰ Azar Gat, *War in Human Civilization* (New York: Oxford University Press, 2008)。

³¹ リチャード・ドーキンス『利己的な遺伝子』（紀伊國屋書店、1991 年）。

³² ウェイド 前掲書 62。

³³ ウェイド 前掲書 63。